



2025年6月5日

各 位

会 社 名 あすか製薬ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山口 隆
(コード番号 4886 東証プライム)
問い合わせ先 グループ経営企画部長 市川 学
(TEL. 03-5484-8366)

ISS 社の議決権行使助言に関する当社の見解について

この度、当社は、2025年6月24日開催予定の第4回定時株主総会において、当社株主であるNIPPON ACTIVE VALUE FUND PLCより株主提案(以下「本株主提案」といいます。))を受領しておりますが、2025年5月12日付「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」(以下「5月12日付当社プレスリリース」といいます。))にて公表しましたとおり、当社取締役会は本株主提案の全てに反対する旨を決議しております。

このような状況の下、当社は、議決権行使助言会社であるInstitutional Shareholder Services Inc.(以下「ISS社」といいます。))から本株主提案である第4号議案:自己株式取得の件、第5号議案:社外取締役の員数に関する定款変更の件に対しては反対推奨が、第6号議案:譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件に対しては賛成推奨がなされたレポート(以下「本レポート」といいます。))が公表されたことを確認いたしました。本レポートにおいて、ISS社が賛成推奨している第6号議案に関する当社の見解を下記の通りご説明いたします。

記

1. ISS社の第6号議案:譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件に対する賛成推奨内容

ISS社では、以下のISS形式的条件を満たすことのみを理由に株主提案である第6号議案に対して賛成を推奨しております。

- ・ 付与対象者に「社外取締役」が含まれることについて通常は反対しないこと
- ・ 希薄化比率が5%以下(成長企業の場合は10%以下)
- ・ パフォーマンス条件について、業績目標に関する詳細情報の開示が原則として必要であるものの、その開示がない場合であっても、業績を評価するための一定の管理指標が開示されていること、又は、「譲渡制限付株式に3年以上の譲渡制限期間が設けられている」若しくは「付与者が3年以内に退任した場合において退任後譲渡制限付株式が譲渡可能となる」条件が満たされていること

2. 当社の見解について

5月12日付当社プレスリリースに記載のとおり、当社の株式報酬については、あすか製薬時代の2018年6月28日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、また、ホールディングス体制に移行した2021年6月24日開催の臨時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除きます。))に対し、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、改めて「譲渡制限付株式報酬」の導入をご承認いただきました。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は上記

の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内での運用としております。

また、2024年度には譲渡制限付株式報酬の対象を全ての執行役員にまで拡大し、取締役と同様、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えております。

そして、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬額については、議長を社外取締役とし、かつ過半数を社外取締役に構成される諮問委員会「グループ報酬委員会」の答申を踏まえ、本制度の目的に照らして相当な額として、固定基本報酬とのバランスや役位（職位）、職責、在任期間等を考慮の上で慎重な審議を経て決定しております。

本株主提案は、社外取締役を含む取締役に対し、既存の報酬枠とは別に、年額総額500百万円以内・上限200,000株の譲渡制限付株式の付与を目的とした金銭報酬債権を支給する内容となっております。さらに、業績基準を達成した場合には、今後3年間で累計して固定報酬の3倍相当の株式が付与される設計となっており、当社の現在の業績水準とは乖離があるほか、固定報酬および既存の業績連動報酬とのバランスを欠くものであり、当社の企業規模等を鑑みても過大な報酬枠であると考えております。

なお、当社では、譲渡制限付株式報酬のほか、業績連動型の報酬制度として、社内取締役に対し、ROE等の財務指標およびCO₂排出量削減等の非財務指標に基づいた業績連動賞与を導入しております。社外取締役に関しては、独立した立場から経営の監視・監督機能を担っていただくという役割の特性上、業績連動型の報酬制度は適用しておりません。

以上の理由から、当社といたしましては、現行の報酬制度はその内容及び水準において妥当で、企業価値の持続的な向上に資する適切な制度であると考えております。

ISS社による第6号議案に対する賛成推奨においては、これらの当社側の考えが十分に考慮されないまま、形式的条件のみで画一的に判断が行われており、当社の中長期的な企業価値の持続的向上の観点からいかなる報酬制度が望ましいのかという観点からの実質的かつ具体的な分析・検討がなされたものとはいえないと考えております。株主の皆様におかれましては、当社定時株主総会招集ご通知、及び本内容を今一度ご一読頂き、改めて当該議案に関する当社の立場へのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上